電気料金種別定義書【ゲームプラン】

株式会社ユビニティー

目次

	I.	総則	2
	1.	適用	2
	2.	実施期日	2
	3.	定義	2
	II.	契約種別および電気料金	2
	4.	契約種別	2
	5.	ゲームプラン Home (東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州)	3
	6.	ゲームプラン Biz (東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州)	4
	適用範	西囲	4
	III.	契約の変更	5
	7.	契約容量の変更	5
	8.	本定義書の変更および廃止	5
	別表1		6
	9.	燃料費調整	13
(1) 熔	*料費調整額の算定	13
(2	2)	5 準単価	17

I. 総則

1. 適用

- (1) 電気料金種別定義書(以下、「本定義書」といいます。) は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。) に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
- (2) 本定義書は、沖縄県および離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります)を除いた日本全国に適用します。
- (3) 本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

2. 実施期日

「本定義書」は、2019年2月1日より実施するものとします。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

II. 契約種別および電気料金

4. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

需要区分	提供エリア		契約種別
	東北電力管内、東京電	ゲームプラン	Home (東北)
	力管内、中部電力管	ゲームプラン	Biz (東北)
	内、関西電力管内、中	ゲームプラン	Home (東京)
電	国電力管内、四国電力	ゲームプラン	Biz(東京)
灯	管内、九州電力管内	ゲームプラン	Home (中部)
需要		ゲームプラン	Biz (中部)
女		ゲームプラン	Home (関西)
		ゲームプラン	Biz(関西)
		ゲームプラン	Home (中国)
		ゲームプラン	Biz (中国)

ゲームプラン Home (四国)
ゲームプラン Biz (四国)
ゲームプラン Home (九州)
ゲームプラン Biz (九州)

5. ゲームプラン Home (東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、以下に該当するものに適用いたします。

東北、東京、中部、九州	契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
関西、中国、四国	契約電流が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上 やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流または最大需要容量

東北、東京、中部、九	州 イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、
	60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定め
	ます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り
	替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約
	終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
	ロ 当社は、一般送配電事業者によって、契約電流に応
	じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限
	器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取
	り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流
	が制限される装置が取り付けられている場合等使用する
	最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる
	場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計
	量器を取り付けないことがあります。
関西、中国、四国	ハ 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であるこ
	との決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議
	によって行います。ただし、他の小売電気事業者から当社
	へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気
	事業者との契約終了時点における最大需要容量が6キロ
	ボルトアンペア未満であることの決定を引き継ぐもの
	とします。

ニ 当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表 (燃料費調整) により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとします。

6. ゲームプラン Biz (東北、東京、中部、関西、中国、四国、九州)

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器により定めることとし、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 なお、当社又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【式】

契約主開閉器の定格電流 (アンペア) ×電圧ボルト (ボルト) × $\frac{1}{1000}$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

(4) 電気料金

基本料金、電力量料金は、別表1のとおりとします。

料金は、基本料金、電力量料金、電気供給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進 賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加え、別表 (燃料費調整) により算定された燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたもの とします。

III. 契約の変更

7. 契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- (3) 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款 2 (電気供給約款の変更) (2)および(3)に準じます。

8. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款 2 (電気供給約款の変更) に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2 (電気供給約款の変更)(2)および(3)に準じます。

別表1

1、ゲームプラン Home · Biz (東北)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン	ゲームプラン
	Home	Biz
10Aにつき (※)	0円00銭	_
※ 30A, 40A, 50A, 60A	01100%	
1kVAにつき	_	165円00銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	29円50銭	24円40銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	4,000円00銭
--------	-----------

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

(ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

2、ゲームプラン Home・Biz (東京)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン Home	ゲームプラン Biz
10Aにつき (※) ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVAにつき	-	143円00銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	30円50銭	24円40銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 4,000円00銭

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

3、ゲームプラン Home・Biz (中部)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン	ゲームプラン
	Home	Biz
10Aにつき (※) ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVAにつき	_	143円00銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	28円50銭	24円40銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

4、ゲームプラン Home · Biz (関西)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン Home	ゲームプラン Biz
1契約につき	0円00銭	-
1kVAにつき	-	198円00銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	24円40銭	21円30銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	4,000円00銭
--------	-----------

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

5、ゲームプラン Home・Biz (中国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン Home	ゲームプラン Biz
	поше	DIZ
1契約につき	0円00銭	_
1kVAにつき	-	203円50銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	26円40銭	22円40銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 4,000円00銭

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

6、ゲームプラン Home · Biz (四国)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン Home	ゲームプラン Biz
1契約につき	0円00銭	-
1kVAにつき	-	187円00銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	25円40銭	22円40銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき 4,000円00銭	1契約につき	4,000円00銭
------------------	--------	-----------

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

7、ゲームプラン Home・Biz (九州)

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。

	ゲームプラン	ゲームプラン
	Home	Biz
10Aにつき (※) ※30A, 40A, 50A, 60A	0円00銭	-
1kVAにつき	_	148円50銭

口 電力量料金

電力量料金(円/kWh)は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定いたします。

	昼間電力	夜間電力
1kWhにつき	26円40銭	21円30銭

※昼間電力 (6:00~21:00の14時間) および夜間電力 (21:00~6:00の8時間) の使用電力量の計量はスマートメーターにて自動で行います。

ハ 最低料金

イ及びハによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は次の金額及び電気供給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	4,000円00銭

- (イ) 電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間
- (ロ) 受給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間
- (ハ) 契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

9. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均 燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

 α 、 β 、および γ は、契約種別ごとに以下のとおりといたします。

ゲームプラン Home(東北) ゲームプラン Biz(東北)	$\alpha = 0.1152$	$\beta = 0.2714$	$\Gamma = 0.7386$
ゲームプラン Home(東京) ゲームプラン Biz(東京)	$\alpha = 0.1970$	$\beta = 0.4435$	$\Gamma = 0.2512$
ゲームプラン Home (中部) ゲームプラン Biz (中部)	$\alpha = 0.0275$	$\beta = 0.4792$	$\Gamma = 0.4275$
ゲームプラン Home (関西) ゲームプラン Biz (関西)	$\alpha = 0.0140$	$\beta = 0.3483$	$\Gamma = 0.7227$
ゲームプラン Home (中国) ゲームプラン Biz (中国)	$\alpha = 0.1543$	$\beta = 0.1322$	$\Gamma = 0.9761$
ゲームプラン Home (四国) ゲームプラン Biz (四国)	$\alpha = 0.2104$	$\beta = 0.0541$	$\Gamma = 1.0588$
ゲームプラン Home (九州) ゲームプラン Biz (九州)	$\alpha = 0.0053$	$\beta = 0.1861$	$\Gamma = 1.0757$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は1 銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入い たします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を下回る場合

燃料費 = (基準燃料価格-平均燃料価格) \times (2) の基準価格 1,000

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が(ニ)基準燃料価格を上回る場合

燃料費 調整単価 = (平均燃料価格 – 基準燃料価格) × (2)の基準価格 1,000

(p) 基準燃料価格は以下のとおりといたします。

契約種別	基準燃料価格
ゲームプラン Home (東北) ゲームプラン Biz (東北)	31,400 円
ゲームプラン Home (東京) ゲームプラン Biz (東京)	44, 200 円
ゲームプラン Home (中部) ゲームプラン Biz (中部)	45,900 円
ゲームプラン Home (関西) ゲームプラン Biz (関西)	27,100 円
ゲームプラン Home (中国) ゲームプラン Biz (中国)	26,000 円
ゲームプラン Home (四国) ゲームプラン Biz (四国)	26,000 円
ゲームプラン Home (九州) ゲームプラン Biz (九州)	27,400 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、 その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気 に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおり といたします。

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間その年の 12 月の検針日から翌年の 10 月 31 日までの期間毎年 9 月 1 日から 32 日の検針日から 33 日までの期間32 日の検針日から 34 日の検針日から 35 日の検針日から 36 日の検針日から 37 日の検針日から
毎年 2 月 1 日からその年の 6 月の検針日から4 月 30 日までの期間7 月の検針日の前日までの期間毎年 3 月 1 日からその年の 7 月の検針日から5 月 31 日までの期間8 月の検針日の前日までの期間毎年 4 月 1 日からその年の 8 月の検針日から6 月 30 日までの期間9 月の検針日の前日までの期間毎年 5 月 1 日からその年の 9 月の検針日から7 月 31 日までの期間10 月の検針日の前日までの期間毎年 6 月 1 日からその年の 10 月の検針日から8 月 31 日までの期間11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日からその年の 11 月の検針日から9 月 30 日までの期間その年の 12 月の検針日から翌年の10 月 31 日までの期間日の検針日の前日までの期間毎年 9 月 1 日から翌年の 1 月の検針日から
4月30日までの期間7月の検針日の前日までの期間毎年3月1日からその年の7月の検針日から5月31日までの期間8月の検針日の前日までの期間毎年4月1日からその年の8月の検針日から6月30日までの期間9月の検針日の前日までの期間毎年5月1日からその年の9月の検針日から7月31日までの期間10月の検針日の前日までの期間毎年6月1日からその年の10月の検針日から8月31日までの期間11月の検針日の前日までの期間毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間その年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間その年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間29年の1月の検針日から翌年の10月31日までの期間31日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
毎年 3 月 1 日からその年の 7 月の検針日から5 月 31 日までの期間8 月の検針日の前日までの期間毎年 4 月 1 日からその年の 8 月の検針日から6 月 30 日までの期間9 月の検針日の前日までの期間毎年 5 月 1 日からその年の 9 月の検針日から7 月 31 日までの期間10 月の検針日の前日までの期間毎年 6 月 1 日からその年の 10 月の検針日から8 月 31 日までの期間11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日からその年の 11 月の検針日から9 月 30 日までの期間2 月の検針日の前日までの期間毎年 8 月 1 日から1 月の検針日の前日までの期間毎年 9 月 1 日から翌年の 1 月の検針日から
5月31日までの期間8月の検針日の前日までの期間毎年4月1日からその年の8月の検針日から6月30日までの期間9月の検針日の前日までの期間毎年5月1日からその年の9月の検針日から7月31日までの期間10月の検針日の前日までの期間毎年6月1日からその年の10月の検針日から8月31日までの期間11月の検針日の前日までの期間毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間12月の検針日の前日までの期間毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
毎年 4 月 1 日からその年の 8 月の検針日から6 月 30 日までの期間9 月の検針日の前日までの期間毎年 5 月 1 日からその年の 9 月の検針日から7 月 31 日までの期間10 月の検針日の前日までの期間毎年 6 月 1 日からその年の 10 月の検針日から8 月 31 日までの期間11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日からその年の 11 月の検針日から9 月 30 日までの期間12 月の検針日の前日までの期間毎年 8 月 1 日からその年の 12 月の検針日から翌年の10 月 31 日までの期間1 月の検針日の前日までの期間毎年 9 月 1 日から翌年の 1 月の検針日から
6月30日までの期間9月の検針日の前日までの期間毎年5月1日からその年の9月の検針日から7月31日までの期間10月の検針日の前日までの期間毎年6月1日からその年の10月の検針日から8月31日までの期間11月の検針日の前日までの期間毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間12月の検針日の前日までの期間毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
毎年 5 月 1 日からその年の 9 月の検針日から7月 31 日までの期間10 月の検針日の前日までの期間毎年 6 月 1 日からその年の 10 月の検針日から8月 31 日までの期間11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日からその年の 11 月の検針日から9月 30 日までの期間12 月の検針日の前日までの期間毎年 8 月 1 日からその年の 12 月の検針日から翌年の10 月 31 日までの期間1 月の検針日の前日までの期間毎年 9 月 1 日から翌年の 1 月の検針日から
7月31日までの期間10月の検針日の前日までの期間毎年6月1日からその年の10月の検針日から8月31日までの期間11月の検針日の前日までの期間毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間12月の検針日の前日までの期間毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
毎年 6 月 1 日からその年の 10 月の検針日から8 月 31 日までの期間11 月の検針日の前日までの期間毎年 7 月 1 日からその年の 11 月の検針日から9 月 30 日までの期間12 月の検針日の前日までの期間毎年 8 月 1 日からその年の 12 月の検針日から翌年の10 月 31 日までの期間1 月の検針日の前日までの期間毎年 9 月 1 日から翌年の 1 月の検針日から
8月31日までの期間11月の検針日の前日までの期間毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間12月の検針日の前日までの期間毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
毎年7月1日からその年の11月の検針日から9月30日までの期間12月の検針日の前日までの期間毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
9月30日までの期間 12月の検針日の前日までの期間 年年8月1日から その年の12月の検針日から翌年の 10月31日までの期間 1月の検針日の前日までの期間 毎年9月1日から 翌年の1月の検針日から
毎年8月1日からその年の12月の検針日から翌年の10月31日までの期間10月31日までの期間1月の検針日の前日までの期間毎年9月1日から翌年の1月の検針日から
10 月 31 日までの期間 1 月の検針日の前日までの期間 毎年 9 月 1 日から 翌年の 1 月の検針日から
毎年 9 月 1 日から 翌年の 1 月の検針日から
11 月 30 日までの期間 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 翌年の 2 月の検針日から
12 月 31 日までの期間 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 3 月の検針日から
翌年の 1 月 31 日までの期間 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 4 月の検針日から
翌年の 2 月末日までの期間 5 月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算出された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

ゲームプラン Home (東北) ゲームプラン Biz (東北)	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘
ゲームプラン Home (東京) ゲームプラン Biz (東京)	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
ゲームプラン Home (中部) ゲームプラン Biz (中部)	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
ゲームプラン Home (関西) ゲームプラン Biz (関西)	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
ゲームプラン Home (中国) ゲームプラン Biz (中国)	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
ゲームプラン Home (四国) ゲームプラン Biz (四国)	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
ゲームプラン Home (九州) ゲームプラン Biz (九州)	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘

制定日:2019年2月1日 改定日:2022年3月1日